

令和5年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和5年9月6日（水） 午前9時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会計管理者	岡 田 伊久人 君	学校教育課長	伊 東 瑞 江 君
企画課長	野 村 博 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
総務課長	本 多 正 浩 君	生涯学習課長	竹 田 幸 司 君
税務住民課長	小 菅 俊 二 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君
福祉保健課長	林 優 子 君		

◎議会事務局

事務局 長 大 岡 まゆみ 書記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時25分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。
お諮りします。

本日の会議は、通告順の5人までの一般質問にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は5人の議員の一般質問とすることに決定しました。

(開議 午前 9時26分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。
それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、11番、大橋富造議員の質問を許します。

11番、大橋富造議員。

〔11番議員 大橋富造君 登壇〕

○11番(大橋富造君) 11番、大橋でございます。今回、9月定例会におきまして、ただいま議長からの答弁の質問に対する許可を頂きましたので、私、9月定例会におきましては1件だけ質問させていただきたいというふうに思ひます。

質問の内容につきましては、多賀高宮線の多賀大社前駅の利用者拡大に向けた施策と目標はというタイトルで質問させていただきます。

近江鉄道沿線にある、私立、公立専門学校等に通学する町内出身の学生が、近江鉄道や路線バスを利用しながら通学している学生も多く、多賀大社前駅駐輪場も満杯に近い利用がされております。そのような中、志望校での通学に近江鉄道や最寄りの路線バスを利用しながら3年間在学する学生に対し、通学定期利用者を対象にした通学定期代金

の一部を既に補助されている東近江市をはじめ、沿線市町も上下分離方式による対応の一つとして、近江鉄道乗車率の促進と保護者の負担軽減に向けた施策が検討されつつあると考えております。一刻も早く、この制度を検討し、令和6年度一般会計予算枠に子育て支援として反映できるよう真剣な検討をお願いいたします。

多賀町には、既に土田栄太郎氏の育英資金の取組もされておりますが、育英資金の活用方法（奨学金）制度も考えていく時期ではないかと思っております。通学定期の補助を考えた場合、多賀大社前駅から彦根口、彦根芹川、彦根、米原駅下車、さらにJRで長浜市内の高校へ通う学生、南は愛知川、八日市、近江八幡駅にある私立、公立専門学校生が通学路線として利用されている学生、なお、既に在学している新2年生、3年生も適用月以降、卒業月までの補助の対象とする。また、多賀町の地形から短期間の、これは短期間というのは冬季の期間ですけれども、多賀町の地形から短期間のみ利用の場合も補助対象として取り扱うことも検討願いたいというふうに思います。特に、朝夕の芹川左岸沿いの道路は、大型車、普通乗用車など、多賀町方面から行き交う交通量をはじめ、国道8号東沼波から大堀、高宮方面に往来する車も多くなっております。

私は、近江鉄道の乗車率拡大を図ることを前提に、通学定期費用の一部を軽減することで、多賀高宮線の利用促進には大きく貢献するものと願っております。安心して通学できる施策と乗車率の向上に向け一番大事と考え、この9月定例会一般質問として、町長に以下の点を問います。

1つ目、近江鉄道沿線高等学校在校生に通学定期券の補助を。

2つ目、令和4年度の乗車率統計データを見て、多賀町としてどのような路線活性化を考えておられるのかを問います。

3つ目、公有民営方式（上下分離）に移行後の鉄道運行について、近江鉄道が鉄道事業を分社化しないまま担うと決定された理由はという質問とします。

以上、3つ質問させていただきますので、それぞれの状況について答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 大橋議員のご質問にお答えします。

議員もご承知のとおり、県、沿線5市5町、関係機関などで構成する法定協議会、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会において、近江鉄道線は通勤、通学、日常生活などで幅広く利用されている貴重かつ不可欠な地域公共交通であり、また、商業、観光などで多面的な効果を発揮できる社会資本として、全線存続が必要であると判断され、現在、上下分離移行後の財政支援の規模、利用促進などについて慎重に議論を行っているところであります。

まず1点目のご質問、近江鉄道沿線高等学校在校生に通学定期券の補助についてですが、利用促進のための1つの有効な手段ではあると考えております。法定協議会

の活性化分科会においても、通学定期の運賃値下げについて検討を進めていただいているところであり、今後、利用促進への効果や実施方法について議論を深めていくことになっており、町としてもその動向を注視してまいりたいと思います。

議員ご質問の趣旨では、多賀町単独で保護者の負担軽減、子育て支援、また通学路の安全にも着眼されてのことと思います。この点につきましては、ほかの公共交通のコミュニティバスや愛のりタクシーで通学されている方、乗り継ぎなどの時間的な関係から、保護者に送迎をお願いされている方、また自転車通学の方もございます。その方たちのことを考えますと、通学支援として一概に近江鉄道沿線のみを特化していいものか、地域公共交通の枠組みの中で補助制度を設けるのか、またこれまでどおり義務教育までのきめ細やかな支援を優先するべきなのか、そのこともしっかりと慎重に判断すべきと考えております。

次に2点目の令和4年度の乗車率統計データを見て、多賀町としてどのような路線活性化を考えておられるのかについてであります。

近江鉄道全線の利用状況は、通勤定期が33%、通学定期が36%、定期外が31%となっております。法定協議会では、定期利用者をどのように増やしていくのかを中心に議論がなされているところではありますが、多賀町としての利用促進は、冒頭にも説明いたしましたように、商業、観光などにおいて多面的な効果を発揮できる社会資本として利用促進を展開していくものと考えております。

3番目の近江鉄道が鉄道事業を分社化しないまま担当と決定された理由についてありますが、法定協議会の場で近江鉄道株式会社より分社化についての発言がありました。その後、自治体側と近江鉄道株式会社との協議においては、分社化することで意思決定の迅速化が図れること、また鉄道事業の決算が明確にできるなどのメリットはあるものの、一方では分社化することで、鉄道とバス、レジャー事業との連携など、近江鉄道グループの総合力が発揮されがたくなるのではないかという懸念や、また西武グループからの支援を引き続き得られるのかという不安要素の意見もありました。

協議の結果、何より安全第一の第二種鉄道事業者としての役割を発揮していくためには、分社化することなく近江鉄道株式会社としてのグループ体制、スケールメリットを活用し続けていくことが必要とされ、後日の法定協議会で報告がなされ、委員より、「近江鉄道株式会社の総合力を発揮していただくことが、近江鉄道沿線全体の活性化につながる」とのご意見も出され、法定協議会において異論なく承認された経緯がございます。

議員ご質問の、分社化されなかった理由としては、近江鉄道の再生、沿線地域の活性化を目指すためには、鉄道事業を分社化することなく、近江鉄道グループの総合力を生かして取り組むことが良いと判断されたことによるものでございます。

以上です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 町長、ありがとうございます。少し質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、近江鉄道沿線の高等学校の在校生に通学定期券の補助をという1つの質問の内容ですけれども、私もいろいろな状況で調べさせていただきました。現実、米原駅まで行く方、もしくは米原駅経由の長浜へ行かれる在校生、もしくは高校生の方につきましてですけれども、実際に通学定期券ですけれども、米原駅までは多賀から530円で行けます。昔から比べますと、もう相当な金額ですけども、530円がかかります。1か月で1万1,710円、3か月ですと3万3,380円、6か月の定期を買いますと6万3,200円と、こういうような状況で、年間でいきますと1万2,000円ほどの費用が1人当たり通学定期券としてかかります。反面、彦根駅におきますと、彦根駅までは310円で行けますけども、6か月の定期券を買いますと3万9,860円の費用がかかるということで、大体年間で7万円ぐらいの費用がかかります。反面、愛知川とか八日市とかの方へ行きますと、特に八日市まで行こうとした場合には6か月間で8万8,000円がかかります。年間でいきますと1万6,000円ぐらいの費用が発生するというような状況になります。一番高額ですね。日野まで行くと、逆にこういう方は多分、多賀町の卒業生の中におられるかどうか分かりませんが、日野町の日野駅へ行きますと6か月で11万8,260円と、年間でいきますと24万円ぐらいかかると、こういうような相当な高額の金額になってきます。

その中で、彦根方面、もしくは八日市方面の実際の多賀中学校から卒業されました学生に対する実際の状況について確認させていただきますと、令和3年度では彦根方面の方で62名の方、そして令和5年度では150名の方が一応、今の高校1年生ですけれども、彦根方面の方につきましては令和3年度は62名、そして令和4年度は45名、令和5年度は43名と、そうしますと、1年生から3年生までの在校生でいきますと150人ですね。八日市方面の方では、令和3年度で12人、令和4年度に15人、令和5年度に13人と、合計で40人ということで、総合計としまして、現在、多賀大社前駅から彦根方面、八日市方面に通学されてる学生の方、3年生まで150人が現在、定期券を買って通学されてるというのが実態です。多分、これは町長もご存じとは思いますが、年々45人から50人ぐらいの在校生が行ってるんじゃないかなというふうに思っています。

そういうような状況の中で、この定期券も非常に高額になってきておりますし、先ほど町長の方の話の中におきますと、内容的に令和4年の上下分離方式の段階の部分がありまして、近江鉄道の方も西武鉄道をうまく絡み合わせた状況で、今後の協議会の中で飛躍的な発展できるような考え方をしていこうというふうな話が答弁の中でされておりました。その中で、實際上、法定協議会の中で、定期を持っている方、もしくは……。ちょっと待ってくださいね。準備不足で申し訳ない。議長、暫時休憩してください。資料がどこへ行ったか分からないので質問のしようがないので、ちょっと待ってください。

○議長（松居亘君） 質問を続けていただくようお願いします。

○11番（大橋富造君） すみません。質問させていただきましても、質問の中の答弁としまして、現在、通学定期を使ってる方がトータル的には33%、そして近江鉄道を利用されてる方が36%とかいう数字を言われてましたね。その状況の中におきまして、私はこの定期券をある程度補助を出してやりたいなという思いを兼ねて質問させていただいております。實際上、年間でいきますと40人から50人という多賀中学校の卒業生、全部合わせても四、五十人しかおられませんので、それが1つの加算として3年間の猶予期間ですので、一応補助を考えていかないかんやろうと。

その中で、多賀高宮線の利用者数、これは多分調査されて、今現在1日当たりの利用者率、乗降率というんか、それは調べておられると思うんですけども、これは非常に高く、現在の大日本スクリーンのほうのスクリーン駅で、午前中に1,100人、午後1,100人、合計で毎日2,200人が月曜から金曜日、もしくは土曜日多少ありますけれども、利用されとると。それだけ利用して、多賀高宮線が僅か2.7kmの中におきまして、それだけの乗車率になっておると。

そういうような状況の中で、この状況を廃線にするわけにはいきませんし、特にこの辺について学生の方々はスクリーン駅の関係で直通で米原、もしくは彦根というダイヤが相当数組まれております。ところが、逆に八日市方面から多賀へ行こうとしたときには、ある反面、待ち時間が20分とか30分待って、そして乗り継いで多賀へ帰ってこないかんというような不便性もあると。この辺は、やはり今後のダイヤ改正におきましては、多賀町のためにスムーズにその乗り継ぎができるようなことは、町長自ら今後またいろいろとプッシュしていただいて投げかけをしていただきたい。

そういった中で、今回のメインは通学定期券を何ぼを補助するとかいうようなことは言えませんが、前進ある姿を見せていくことによって子どもたちの成長を促していきたいというふうに思いますので、もう少しその辺の状況で、何か町長側の口から令和6年度に子育て支援という立場からいいますと、基本的にゼロ歳児から幼少児、ならびに小学生ぐらいまでが重点的に施策をやられておりますけれども、高校生の親御さんにつきましては相当数の費用が発生してきておりますので、これを何とか一つの子育て支援の補助として、多賀町の唯一の沿線でありますので、これはもう基本的に町長の判断によってそういうのができるんじゃないかなと私は思ってます。確かに愛のりタクシーとかいろんな部分がありますけれども、それはそれなりの制度としては選択肢があるわけですが、多賀町の場合は多賀大社前駅を中心として活性化すると同時に、近江鉄道沿線の界隈の1つの手段として、多賀町の特権ですので、近江鉄道を有効に利用できる促進を、今後も利用促進という立場では進めていかなければならない大きな柱やと思いますので、もう一度、町長、その辺踏まえて何か答弁できる内容がありましたらお願いします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） さっき答弁させていただいた以上のものはございませんが、やはり法定協議会で運賃値下げについての議論もなされていますので、まずその動向を見守りたいと思っております。

以上です。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 法定協議会の状況で運賃の見直し等はされてるということですが、実際にいつときにそういうような形のものが出てくるのか、検討された内容が一般の方に十分浸透するようにするためにはどの段階なのかというのは、今の段階では何か持ち合わされとる資料はありますか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 法定協議会での通学定期の運賃割引値下げ等については、今、町長の答弁にもありましたように、利用を促進するということから1つのテーマに上がっております。ただ、運賃を値下げするという事は相応の財源が必要ということで、こちらにつきましては上下分離に伴う第2種鉄道事業者に発生する利益を充てていこうというようなところではございますが、こちらについてはまだ令和6年度からスタートして、その利益の方がどの程度生まれるのかということもまだ不透明なところで、そちらの方についてはこれから今後しっかりと見極めていくというような方向性でございます。また、令和6年度からのスタートということにはなりませんけども、やはり上下分離したことで地域の方にどのように変わったのかというような見える化の1つの手法としては、しっかりと考えていくことになろうかとは思いますが、まだ議論の最中ですので、明確な時期等はお示しすることができないところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 要するに、その地域公共交通再生協議会の中でそういう議論をされておるのは、早く対処できるような方法を投げかけていくのが行政の仕事だと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そういった中で2つ目の質問ですけども、多賀町として先ほど乗車率の統計データの話をしていただきましたけれども、路線の活性化を考えていく上で、どのような方策を持って今後臨んでいかれるのか。ただ単なる利用者だけの問題じゃないと思うんですけども、特に乗車率をアップするための施策を企画課長の方からでも町長でも結構ですけども、答弁願います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問の方にお答えいたします。

まずは今ご質問にもありましたように、駅周辺を中心としたような活性化という趣旨も含んでおられるかと思ひます。こちらの方につきましては、今まで現に絵馬通り線の方の道路整備、人が歩くに優しい道路というコンセプトの下に進められてきましたのは、

やはり近江鉄道線を利用しながら多賀町にお越しいただき、絵馬通りを散策していただいて多賀大社までというところが1つの方向性であったかと思っております。またこれからにつきましては、今、上下分離されることで、やはり観光目的の駅というような考え方も1つあろうかとは思いますが。そのような形を進めていくときには、やはり観光資源の整備させていただく、また情報発信の仕組みも大きなものかとは思いますが。まずハード的なものよりも、まずソフト面として、近江鉄道株式会社の情報発信能力、また活性化分科会等でも地域のイベント等を情報発信させていくようなことが活発になっております。今の段階ではソフト面で観光としての情報発信に力を入れていき、また将来的には大きな事業であります8号バイパス等々のこともございますので、そちらの方を見極めながらハード的なものは考えていくものかと考えております。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） 答弁ありがとうございます。定期もしくは定期外の近江鉄道の利用者の状況につきまして、冒頭で町長から通勤定期、通学定期についての比率を言われましたけれども、総体的に地域の生活にとりまして、この利用者につきましては重要な役割を担っているというのは双方とも認識されていると思います。そういった中で、多賀町にとっては近江鉄道をやはり有効に利用しながら、観光もしくはその他の部分について有効に活用していきたいという願いは分かるんですけども、それを増やすためには、やっぱりこういう施策をしていかなないとなかなか前へ進まない部分だと思います。ぜひとも交付に関しまして、路線の活性化と同時に利用者を促進するための施策については、改めて検討をしていただきまして、やはり令和6年度の卒業生からでも、もしくは現在の在校生の状況につきましても、僅か人数はしれてますので、トータルしたって實際上、人数はしれてますよね。そういった段階から言うと、いろんな交付をされてる分はあるんですけども、これはもう的確に言うたら一番有効性のある施策の一環じゃないかなと私は思ってるんですよ。やはり多賀町もそういうようなことをやってるなというのを、地域にも、もしくは地元の皆さんにも愛される近江鉄道を目指していきたいという概念は一緒やと思いますので、どうかその辺のことにつきましてはよろしく検討をお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、上下分離方式の中で、上の方は近江鉄道の管轄ですけど、下の方は、町長これは地面も入れた分ですか。線路と枕木だけを上下分離方式の中で考えられて、土地についてはこれはもう全部近江鉄道の所有地ですか。どうなんですか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問のほうにお答えいたします。

今、議員のご質問のとおり、運行等に関しましては第2種鉄道事業者である近江鉄道株式会社の方をお願いすることになりますけども、今、第3種鉄道事業者、施設関係を保有するという形にはなるんですが、建物、軌道、架線等々の施設については、第3種鉄道事業者となる一般社団法人近江鉄道線管理機構の方に移管される予定でございます。

ただ、今ご質問の土地の件なんですけども、土地につきましては無償譲渡であっても、近江鉄道株式会社、譲渡しの方に最大で約10億円ぐらいの法人税が課税されるというふうなお話が出てきていることから、土地については鉄道以外のものにも使えるというような考えが国税の方にあるようです。このために法人税が発生するというので、土地については近江鉄道株式会社のままにさせていただき、その他必要な施設等については第3種鉄道事業者の方に無償譲渡として移行される予定になっております。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。分かりました。今後、鉄道事業を分社化しないまま担うというような概念の中で、今言われた内容かなというふうに、私も資料等から察しをすることができました。それ以外の内容につきましては、資料的なデータが不足しておりますので十分なことは言えませんが、もう一つ、この近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の中におきまして、多賀町の立場というんか、理事は2人一応、入っておりますけれども、この令和5年度の中におきましては理事を出さない米原市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町の分野から持ち回りで選出されるというふうに聞いておるんですけども、この辺は具体的に何か進捗、要は多賀町の理事として、その協議会の中で話を持ち込んでいろんな内容をしようとしたときに、言える立場の期日はいつ頃なのか教えてください。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 議員のご質問の方にお答えいたします。

今、近江鉄道の再生については、組織体の方が複数ございます。地域の方、関係機関、行政機関で定める法定協議会もございますし、今、議員のご質問にありましたのは、第3種鉄道事業者の管理機構の件でよろしいですかね、理事の件で。こちらの方については、今、多賀町の方は役職の方、構成員、理事というような形になっておられますけれども、当然、役員会の方で議論されたことについて随時報告がされ、そのときには町長もそちらの方でご発言していただく機会を設けられますけれども、まだ設立されて間もないというところで、会議回数の方は少ないところではございます。今後、会議等が招集されるところで町長の方がいろいろとご意見をされることと思っております。

○議長（松居亘君） 大橋議員。

○11番（大橋富造君） ありがとうございます。取りあえず、近江鉄道の活性化の中におきまして多賀町が担う状況としては、僅か沿線2.5kmの営業距離でございます。その中で、大きな利用者のウエートを占めておりますので、そういった中で多賀町の小学生から高校に行かれる方の利用者についてより一層前向きに検討していただきまして、最低限、いろんな子どもに対する施策の一環としてこの辺の検討をお願いしたい。できたら、多賀町が僅か2.5kmの距離の中におきまして営業の収益性も含めた利用促進をするための施策を、他の市町村よりも一歩前進して対応すると、これほどの大きなメリットはないと思いますので、この辺よろしくをお願いしたいなと思いますので、お願いだ

けの話ですけれども、以上、その辺の内容で終わらせていただきます。

とてつもない内容で十分なことができませんでしたが、意図は知っていただいたと思いますので、重々また検討していただいて、やはりその辺の前向きな形を今以上に進めていただくようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番（神細工宗宏君） 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問の1番目、林道整備についてですが、この質問は昨年12月議会でも質問させていただいた案件でもありますが、山仕事の効率は林道の整備状況で大きく変わります。そのときの答弁で、山の作業に合わせて林道の整備を行っていくという回答でしたので、多賀町の組合、大滝山林組合、彦根市・犬上郡営林組合、びわこ東部森林組合との今年の作業予定の確認はされて、使用林道の多賀町管理林道は言うに及ばず、他の組合管理林道にも一定の補助を出す関係で擦り合わせ等は終わっているのか、次の質問をいたします。

質問の1つ目、以前の回答で、林道の点検は雪解けの後、大雨、台風の後に行うとのことでしたが、今年の点検結果についてお教えてください。

2番目に、各組合の今年の作業予定箇所をお伺いいたします。

3つ目に、作業に使用する主要林道をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 神細工議員の1点目の今年の林道点検結果のご質問にお答えいたします。

雪解け後の点検では特に大きな異常はございませんでしたが、台風7号（8月14日から8月15日）の後の点検では、権現谷線において崩落や土砂の流出が数か所見受けられたところです。その他の町管理林道では大きな異常はございませんでした。

しかしながら、8月24日木曜日から8月25日金曜日にかけて、多賀町の山間部では局地的に1時間に約90mmの猛烈な雨が降ったとみられ、その後8月28日月曜日からの町管理道の林道点検では、権現谷線で大君ヶ畑側から約1.8km付近で、既設の擁壁2.5mが谷側に崩落しており、既設のコンクリート舗装部のみが残っている状況を確認し、また、河内（安原）側からでは、大規模な落石が4か所、中規模の落石が3か所、アサハギ谷線ではアスファルト舗装部の損傷と落石の確認をしており、五僧まで車両が通行できない状況であります。また、林道一之渡瀬線において、谷部にある暗渠付近で3か所の陥没も確認しております。

彦根市・犬上郡営林組合の管理する大君ヶ畑地先にある林道5路線は、路面の洗堀を確認しておりますが、組合の重機で補修対応はできる状況であると報告がありました。なお、町管理林道、3組合の管理林道も含め、全ての林道点検が終わっておらず、現在も点検、調査中であります。

2点目の各組合の作業予定箇所についてですが、山林組合では佐目の細原で皆伐、再造林、搬出間伐、富之尾の大谷で搬出間伐、萱原の上山で切捨間伐、藤瀬の寺街道と佐目の大見放で切捨間伐、枝打ちが実施されることとなっております。また、びわこ東部森林組合では、入谷、萱原の桂谷、桃原、栗栖で搬出間伐、萱原の一之渡瀬で皆伐、再造林が施業されます。なお、営林組合においては、杉の高室で搬出間伐が引き続き行われます。

3点目の山の作業に使用する主要林道ですが、山林組合の施業においては、細原線、大谷線、向野線、西高取線、御池線を使用すると聞いております。また、びわこ東部森林組合の施業においては、下山線となっております。営林組合においては、搬出材によっては高室線に加えてアサハギ谷線、権現谷線を使用することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。雪解けの後は大したこともなかったということで、あと8月14日から15日と8月24日から25日の雨でかなりの被害が出ておるということでした。あと、作業場所につきましても、大滝山林組合の下山の皆伐と再造林が抜けてたかなというふうに思いますけども、あと詳しく説明していただきましてありがとうございます。私も、8月24日、25日の豪雨の後、山間部を中心とした豪雨の後に、一応、林道下山線を見に行きましたけども、朝になっても林道、谷のあるところはいいんですけども、谷のないところは山から出てきた水が林道が川になるという状況で、かなりの水が流れておりました。多分、夜中だと、もう車が上がれないぐらいの水量があったかなというふうに思いますので、雨の降った後というのは林道が川になって両側をえぐっていくので、そういう崩落とか発生すると感じました。あと、権現谷線でかなり大きな被害が出ておるということで、この間、営林組合にも行ってお話を聞きましたけども、営林組合の重機でどけられるような石とかはどけながら、車が走っていけるように権現谷線を整備しているという話を受けました。今回の定例会の最後に追加予算で権現谷線の整備もするという話も聞いておりますけども、残りの路線についても早く復旧をお願いしたいと思います。今回、作業される場所での主要林道で大きな被害が出ているところは、権現谷線がちょっとかかるかなという感じですけども、営林組合の方で聞くと、下山線の方もかなり傷んでいるところがあるので修理をしてほしいということをおられましたので、下山線の修理をよろしくお願ひしたいと思いますし、今年から作業される林道を集中的に整備していくという話は事前に各組合にはしておられたのか、その点お聞かせください。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

林道の整備に当たりましては、やはり雪解け後の状況を見て、各組合の林道を使っての山の施業に対して、どの林道を使っていくとか、そういった部分におきまして、相当荒れているのであれば、その辺を重点的にやっていくというような流れは昔から一緒だと思いますので、変わっておりませんので、質問いただいたとおり、どこの施業をされるのか、そしてどの道を通っていくのかということ、当然、森林組合もそうですけれども、うちもどこの組合でもそういったもんを中心に、うちの維持補修管理の中から僅かですけれども捻出させていただいて、林道整備に向けて取り組んでいただいているものとの認識はしております。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今回、私がこの一般質問を出したので各組合の作業場所とかを調べられたのか、毎年それは行っているのか、その点お聞かせください。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 今回の質問でこういうふうな話になったんじゃないしに、やはり前もって主要な林道とかはどうしても通ります。そして、下山とかは主要な道路があつて、あと桂谷とかドイツとか枝分かれしておりますし、そういった下山はやはり大滝方面では重点な林道になっておりますし、大君ヶ畑から安原の河内方面ですと権現谷線がやはり主要な林道ということになってきます。イコール、最低限の主要な重機を運んだりとか道を直すのは、当然ながらですけれども、そこを中心にやっているとございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 主要な林道を整備しているということですが、要は各組合との連携は取れているかどうかという質問ですので、よろしくお願いします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

当然ながら、今年はこの山の施業をするというように、山林組合でありますと森林組合に言ったりということは当然ありますし、民有林の方から造林施業を頼まれる森林組合の方は当然把握もしておりますので、その辺の林道の整備は当然していくものということで認識はしておりますし、うちも当然、主要な林道を含めてパトロールしながら、どの道を通られるかということも把握して整備を、維持補修を行っているところでございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。非常に厳しい林業ですので、できるだけ作業しやすい環境を各組合に与えていただきたいと思います。これはよろしくお願

いたします。これで1つ目の質問は終わらせていただきます。

2つ目の質問です。犬上ダムの緊急放流についてですけれども、事前に大雨の予想がされているにもかかわらず、深夜に放流を行っていることがあります。令和2年6月30日、水管理・国道保全局河川環境課が、洪水調整のための容量を確保する事前放流など新たな運用を開始するとの方針が出された以降の直近では、2022年9月2日と2023年5月7日に23時30分から緊急放流を行った事実があります。

両日とも事前に降雨の情報があったにもかかわらず、なぜ深夜の緊急放流に至ったかについて、以下の質問をいたします。

昼間ではなく夜間の緊急放流に至ったかについてお尋ねします。

2つ目に、令和2年6月30日、水管理・国道保全局河川環境課が洪水調整のための容量を確保するための事前放流を治水・利水ダムにかかわらず実施することについての認識をお尋ねいたします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 神細工議員の1点目の、昼間でなく深夜の緊急放流に至ったのかのご質問にお答えいたします。

犬上川ダムは、利水ダムとして、農業用、発電用の機能を有し、安定した農業用水の水源としての役割を担っています。ダムの水位管理は、滋賀県から委託されて管理運営を行っている犬上川沿岸土地改良区に確認しましたところ、犬上川ダムの上流域での降雨量があり、ダムからの放流量より流入量が多く、常時満水位を超える可能性がある場合には、河川での洪水被害、ダムと貯水池の安全を確保するために放流が行われます。

放流の内容につきましては、ダムの水位が満水位よりマイナス2.5m以上の場合で今後も水位が上昇する場合は、発電による放流と洪水吐ゲートにより流入する量に相当する量を放流することとなります。

次に、ダムの水位が満水位よりマイナス2.5m以下の場合は、発電による放流と取水ゲートの併用放流が先に行われ、洪水吐ゲートによる放流はダムの構造上、水位低下により不可能となります。その後、滋賀県土木防災情報システム等を活用し、ダムの上流域の雨量データとダムへの流入量を基に、何日の何時頃、放流可能水位、満水位よりマイナス2.5m以上に達するかを見極め、洪水吐ゲートによる放流予定時刻を想定し、放流に向けて作業が進められていきます。

したがって、ダムの水位が満水位よりマイナス2.5m以上の場合で今後も水位が上昇する場合と、いつ放流可能水位、満水位よりマイナス2.5m以上に達するかを見極め、洪水吐ゲートによる放流予定時刻を予想した時間帯が両日とも深夜となったと伺いました。なお、両日の放流に関しましては、淀川水系治水協定で定められている運用はしておりません。

2点目の、事前放流することについての認識についてですが、河川での洪水被害の回

避、軽減を図るため、ダムで貯めている水をあらかじめ事前放流し、一時的に洪水を調整するための容量を確保することはとても重要であると考えております。また、この取組によって、水害の発生を完全には防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード面、ソフト面の対応が必要であるかと思えます。

今後も引き続き、犬上川ダムでは効果的な安全点検を行うとともに、ダム施設の安全性や機能を確保するため、犬上川沿岸土地改良区をはじめ、滋賀県および関係する市町が連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今回の夜中の放流になった件については理解いたしました。ただ、淀川水系の中で決められた犬上川ダムの流域で、先ほど事前放流の規定にはない放流であるという話でしたけども、事前放流をする規格、犬上川ダム流域にどの程度雨が降ったときに放流するかということはご存じでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） ダムの取水域での基準雨量が24時間で385mm、1日に385mmが想定される場合は、3日前からの事前放流はできるというような運用となっておりますので、それが追加されたというような内容だと思っております。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。385mmの降雨があった場合に放流するということですが、そこでちょっと矛盾をすごく感じるんですけども、犬上川ダムの流域面積は3,230万㎡あって、そこに385mmの降雨があったときの水量というのは、1,243.5万㎡発生します。犬上川ダムの貯水量は最大で450万㎡なので、その3倍に匹敵する雨が降らないとその規定にははまらないというような計算になります。マイナス2.5mで保水できる量は72万5,000tというふうに伺っております。犬上川ダムの流域面積から考えると、72万5,000tで逆算しますと44mmの雨量で満水になる計算です。雨が降っても全てダムに流れ込むとは限りませんが、半分を森林が保水してくれたとしても、88mmでマイナス2.5mを超えてしまうという状況、私の計算が合ってればですが、それなのに基準雨量が385mmというのはどういういきさつでそうなったのかというのは分かりますでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

犬上川沿岸土地改良区の管理者と受益者ならびに関西電力と利水者と呼ぶんですけども、その調整におきまして、ダムの下流での洪水の関連被害を生じるおそれのある継続時間を交流したダム上流域の流域平均雨量というものを、さっき申しました1時間に385mmということを経験の実績の最大雨量を基準にしてということに伺っております。過去からの実績雨量を基準雨量として設定されているものと考えております。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。過去からの決定権ですか、実績を踏まえてのことであるということですけども、この事前放流のメールを見ましても、いつも文面が決まっていて、放流量は毎秒13.2t、現在は毎秒5.45t、流域に伴う河川水位上昇は30cm程度という、このメールがいつも同じ数字なんですけども、そのときに千鳥川の千鳥橋での水位が書かれてるんですけども、何か同じ文章の使い回しのような気がずっとしてまして、それと、もうこの間の24から25にかけての緊急放流につきましては致し方ないかなと私も思っておりますが、そのときも当然、放流する水の量は書いてませんでしたけども、30cm程度というふうなことが書かれておりました。あのときは、もうダムが堰堤から全量の放流でしたので、流入する水をそのまま流すということで、多分1秒間に100tとかそういう量が流れていったと思います。事実、千鳥橋での水位も2mを超えたかなというふうに思ってます。とても30cmでは収まってない、そういう状況で、何か同じようなメールがいつも来るんですけども、その辺、疑問には思いませんでしょうか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 質問にお答えさせていただきます。

30cm程度河川が上昇するというのは、一番初めのメールとかで速報で、滋賀県あるいは役場等、警察も消防も行くと思うんですけども、それからは最低限30cmであって、それあと見てみますと今後は上昇する見込みであるというような内容を書かれてますので、一番初めは、「30cm程度の上昇見込みですが、今後ダムの流入量の状況により河川の増水に十分注意してください」というような内容も書かれておる内容でございます。決しておかしいものではないというふうに思っております。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 確かに、「急に河川の水位が上昇する場合があるため河川に近づかないでください」というのは毎回書かれておりますけども、今回のああいいう急な降水帯の停滞によっての大雨のときに、もう30cmという文言を僕は入れるべきじゃないかなというふうに思っております。その点、役場に何の責任もないんですけども、そういうことは県の方にちゃんと伝えてもらいたいなというふうに思います。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 前も犬上川ダムの質問も頂きました。犬上川ダム、滋賀県が委託してるんですけども、以前もよく似たようなゲートの水位、利水ダムですので、貯めとくのが目的のダムでございます。今後、神細工さん、もし時間があれば、一緒に私とまたダム事務所で説明とかを聞きながら、どういうふうな運用をしているのかというようなことも含めて、確認に行けたらというふうには思っておるところでございます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。ぜひ一緒に行きたいと思っております。

ちなみに、犬上川ダムの構造ですけれども、堰堤までしか抜けないという話をよくされま
すけれども、犬上川ダムには5つのゲートがあります。第1ゲートは堰堤から水深約60
mの箇所、第2ゲートが堰堤から12.5m、ナンバー3が堰堤から19mの水深のと
ころ、ナンバー4が堰堤から25.5mのところ直径500mmのゲートが設置されて
おります。一番下の直径1mのスケールバルブにつきましても、今詰まって出せない
という状況ではあります。農業用水あるいは発電に利用するためのダムですけれども、水
害を防止するために堰堤以下の放流も、雨が見込めるのであればやるべきだと私は思っ
てますし、もし空振りに終わったときには国が補償するというような文言も書かれてお
りましたので、この辺もまた一緒にダム管理のところへ聞きに行かせていただきた
いと思います。よろしくお祈いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 先ほど私、答弁の中で、「神細工さん」という発言があ
ったということで、「神細工議員」の方に訂正させていただきたいと思ひますので、よ
ろしくお祈いします。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で10時55分まで休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 9番、川添です。議長の許可を頂きましたので、9月定例会に2
つの質問をさせていただきます。

それまでに、一般質問で通学路の安全対策、福祉会館横のことをお話ししました。県
で下はガードレール、上は草が生えとったところをやっていただきました。本当に感謝
をします。しかし、もう少し町と県とが連携をしていただければ、またここ2m土田寄
り、誰が見たって、何でここまでなんやというような状態です。しっかりこれから連携を
していただきたいと思ひます。また、これからのいろいろと306号線の工事県が主体
でやります。しっかりその辺も住民の意見を聞いて、しっかり対応をしていただきた
いと思ひます。

では、質問に移ります。まず1つ目は、財政一般についてお聞きをいたします。

この質問を書くときには、まだ9月の補正予算ももらっていなかった状態です。地方
交付税がこの時期8月に決まります。ここに書いてるとおり、地方交付税を増額し臨時

財政対策債は減額すると、これが国の方針であります。令和4年度からもこういうような状態、これからもずっとこのような状態が続くと思います。しかし、国庫支出金なんかでは、コロナの対策でワクチン費用、またこの物価高騰の関係で地方創生臨時交付金を1億円近く交付されてきました。国はまだまだコロナ対策の予算を未執行していると言われております。7兆円ぐらいあるんかないような話は聞いております。今後どれぐらいの予算が交付されるのか、お聞きいたします。

また、令和4年11月に、私がずっと長いことこの話をしていました。ようやく昨年11月に総務常任委員会において財務指標分析を、京都みやこ税理士法人が分析結果を公表されました。それも令和2年度末の分であります。貸借対照表では、一般会計分で固定資産、流動資産含めて資産の合計は173億7,917万円、固定負債、流動負債を含めて62億279万円で、純資産は111億7,630万円だと思っています。人口約7,500人とすれば、1人150万円であります。またそのとき、庁舎、学校はじめ多くの公共建物が老朽化で資産価値がなくなる。令和3年度、令和4年度でどのぐらいの資産が増加してるのか、また令和3年度、令和4年度に減価償却はどのぐらいをされたのかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 川添議員の財政一般についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の令和5年度の普通交付税の交付決定額は12億4,480万円で、当初予算と比較しますと7,180万円の増加、一方の臨時財政対策債は3,341万3,000円で、658万7,000円の減少でございます。これは昨日、補正予算の中で説明をさせていただきました。交付税、臨時財政対策債を合わせますと、6,521万円の増加となりました。また、令和4年度の決算と比較しますと8,460万円の減額であります。交付税と相関関係であります税金につきましては、コロナ禍前に戻ってきたという社会情勢に加えまして、令和4年度の決算における実質収支額についても、3億3,129万円となりましたことから、真に必要なとする財政需要に対しては対応できるものと思っておりますし、加えまして、将来に備えての財源確保も図ってまいりたいと思っております。

次に2点目、地方創生臨時交付金についてでございますが、現時点では新たに追加交付される情報は入ってきておりませんが、随時情報収集に努め、国の動きに合わせ、時機を逃がさないよう対応してまいります。また、社会情勢に合わせまして新たな交付金が創設されること、あるいは経済対策の補正予算も今現在、国の方で取り沙汰されておりますので、国・県の動向について今後も注視してまいりたいと思っております。

次に3点目、令和3年度、令和4年度の財務処理による資産状況でございますが、令和4年度分については、これから今年度末にかけて取りまとめをしてまいりますので、令和3年度の状況につきましてお答えをいたします。令和3年度末の資産合計は175

億3,111万円で、令和2年度と比較しますと1億5,194万円の増加となっております。これはスマートインターチェンジや公園整備に係る用地取得、学童施設の新設、道路等のインフラ資産の増加に加えて、令和3年度は財政調整基金に約4億円を積み増したため、減価償却累計額を上回り増加となったものであります。令和3年度、単年度の減価償却費は6億3,460万円であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。この書類は我々も今の令和3年度の分はもらってないんですが、これも配布する予定はありますか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） この指標分析につきましては、昨年の年度末にホームページ等で公開しておりますけれども、ペーパーでございますので、また委員会等、予算委員会等でも配布させていただきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今、いろいろと令和2年度から令和3年度、1億5,900万円ほど増えたというようにお聞きをしました。結構、今新しく団地等ができて、当然、業者から道路の寄付を受けてるように思います。その辺の金額、どこでどのぐらい増えたかという、そういう書類はできてるんですか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

まさに今、川添議員がおっしゃった分につきましては、令和4年度のこの分析、来年の3月末には出てくると思っております。団地にしても、久徳と月之木、また多賀において団地ができておりますし、久徳うぐいすこども園の建設も終わりましたので、そうした資産が増加していくというものはあると思えます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今、そういうなんで財政的には大丈夫だということですが、先般の委員会で全協ですかね、山口議員が標準財政規模を総務課長が答弁されて、大体33億円ぐらいかなということ。これはもう当分の間はこのくらいの規模で行く予定なんですか。それと同時に、町長の行政報告で令和4年度は町制以来の予算執行で全部で7億円ほど、7億円のうち約半分が次年度の予算というようになってます。それと同時に、監査委員から不用額が非常に多いというようにもお聞きしました。これは次の決算委員会でも質問したいと思いますが、それにおいても今年も昨年もそうだったと思うんですが、ごみ、粗大ごみでは補正予算を出さないといけない。こういう予算では非常におかしい。しっかりとその辺は抑えていただきたい。どこでも今、令和5年度の予算、どこの会社でも売上、3か月、半年で、予算がどういう状態で、我々でもそういう計算をして、これからどういうようなことをやって売上を伸ばすかというようなことをやっ

てます。町もその辺はしっかりやっていただきたいと思うし、特に公会計制度において複式簿記、これはぜひともやっていただく方が、より実態がよく分かると思うんですが、その辺、副町長、総務課長、どうしようにお思いですか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

標準財政規模33億円でございます。以前はもう30億円、31億円と、こういうふうにだんだん上がってまいりました。というのも、基準財政需要額におきまして、これも大変上がってきております。というのは、今日の社会情勢からすれば、いろんな新しい行政需要が多くなってきておりますので、当然、それに見合う財政需要額が増えてきているのと、併せまして税金につきましてもコロナ禍以前に戻ってまいりました。これは今年の普通交付税の算定でもそうですけれども、普通交付税全体については市町村分で2.3%の増額となっておりますけれども、臨時財政対策債を含めた総額としましては2.1%の減額となっておりますので、これにつきましては地方税の税金が増えてきている関係で、普通交付税が減額となったということでございます。そうした状況からすれば、今後におきましても標準財政規模はさらに上がっていくのかなというような憶測をしているところでございます。

また、不用額につきましては大きく実質収支額も出ておりますけれども、そのうちの1億6,800万円につきましては税金を補正いたしておりません。その税金の増えた分がそのまま実質収支額へ乗っておりますので、これは令和5年度の補正財源として措置をしたということの財政の主導によりましてやったものでございまして、そのほかにつきましても介護、国民健康保険、福祉医療それぞれの決算の時期が、最終の支払時期が最終の専決より以降になりますので、その分が残っているということでございます。そうした財政的な主導によりまして、不用額も残ってきているということになるのかなというふうに思っております。

複式簿記につきましては、これ国全体の問題でございまして、公会計制度、これは国の統一基準に今、全国なっております。さらにこれが各市町村、都道府県も含めて、これでの対応というのは今後なっていくのかなというふうには思っておりますけれども、多賀町が率先してということになりますと、これは県下それぞれ統一した指標が出てきませんので、今後の問題だと私は思っております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 今、副町長が答弁されましたけど、市なんかは特にもう相当前からやっています。彦根市でもどこでも、そういうような傾向でやっておるし、多賀町も地域整備課なんかは事業会計ですから、ちゃんと複式簿記をやっているわけですから、やればできるのに、やる気があるかないかだけの話なんです。どうなんですか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えします。

やる気があるのかないのかと問われれば、今現在はやる方向にはないということになりますけれども、先ほどの財政指標分析等で見ますと、1人当たりの行政コストとか純資産とか、いろんな指標が出てまいりますので、やはりこうした数値は重要視していくものと思っておりますし、いずれこういった小さなまちにおきましても複式簿記になっていくのかなと思っておりますけれども、それ以前に職員の研修もやはり積んでいかなければ、予算の組み方もどういうふうにやっていくのかということもありますし、また予算の執行の状況につきましても、これをしっかり複式簿記を勉強しないとなかなか執行もできないという大きな問題もございますので、重ねて言いますが、今後の問題かなというふうに思います。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。優秀な職員ばかりおられるんやから、十分できると思います。特に、地域整備課の職員やったら十分ずっとやってきてるわけですから、総務課も今度上野君が入ってきたり、彼は水道課かどこかにおったんで、当然、複式簿記はできると思います。本多君も若いですし、十分対応できると。副町長として、しっかりやれと言えれば可能だと思いますけど、総務課長、どうですか。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 今ご指摘いただいた点につきましては、しっかりと財政を分析するという意味では、単式簿記では見えにくい部分がございますので、複式簿記についても、今、副町長が申しあげましたように今後ということですのでけれども、内部の方でも検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） そういうことからやっていって、この公会計制度というのが国がこういう制度をつかって、地方自治がしっかりやっていけば国も助かるということでそういう制度になったように、そういうように思います。しっかりとやっていただきたいと思います。時間がなかなか進みませんので、これからまたもう一つのことがありますので、しっかりとやっていただくのをお願いして、この第1問は終わりたいと思います。よろしく願いをいたします。

2つ目の質問に移ります。（仮称）結いの森の公園の進捗状況につきまして、結いの森公園の建設工事は、埋め土が不足で手配が必要と聞いておりましたが、手当ができたのか、これが第1番の質問です。また、工程表から見ると、8月末から9月の初旬にかけて、東屋、便所棟の完成となっている予定が工程表にあります。予定どおりできておるんか。

また、この工事は令和4年11月9日、9社の入札により、工期は本契約後令和5年3月31日で、東近江市の株式会社大兼工務店に税込み1億890万円で落札され仮契約された。また、本契約は議会の議決が必要なため、工事を早く進めるために11月30日に臨時議会が開催され承認をされました。このときの工程表の日付は、我々が頂い

ている工程表は令和5年3月2日で、令和4年12月から令和5年11月になっています。いつ本契約をし工期を延長したのか、この工程表の書換えが必要だと思うが、その辺はどうですか。また、造園工事の入札は3月新年度予算で債務負担行為で5,000万円の遊具工事と聞いてます。造園工事は芝生施工で、その上に遊具を設置されると、芝生が根付くまでには養生が必要と思われます。竣工はいつか、追加予算は要するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

〔企画課長 野村博君 登壇〕

○企画課長（野村博君） 川添議員のご質問、（仮称）結いの森公園の進捗状況について、お答えいたします。

まず、ご質問にあります埋め土の不足、東屋、便所棟の完成についてであります。第一期の造成工事において、盛土として必要とする8,000 m^3 はほかの公共工事の建設発生土を搬入する計画でありましたが、結果、2か所の公共工事から5,840 m^3 しか搬入できず、計画土量の不足分、また芝生工への影響を避けるために、最終2,900 m^3 を購入土に変更して対応しております。造成工事では、現状土の鋤取り後、盛土施工が最初の施工であり、計画土量を満たすまで待つことは進捗に大きく影響することから、購入土に変更せざるを得なかったところです。また、東屋、トイレ施設については、設置箇所の土質の支持層の改良は完了し、構造物については近日中に完成することを報告を受けておりますが、建築確認申請手続に遅れが生じており、建築確認申請許可が下り次第の設置としております。工程からは若干遅れが生じております。

次に、造成工事に係る契約、工程についてであります。本契約締結日は、議員のご質問のとおり、令和4年11月30日の第5回臨時会で議決を頂いた翌日の12月1日であります。また、工程につきましては、受注者と協議の上、実施工程に基づく工程表を令和5年3月2日に調整させていただき、3月20日に議会にご説明させていただいた後、令和5年度当初予算（繰越予算）をご承認いただいた議会定例会を終えた後の令和5年3月27日に工期完了を令和5年11月30日までとする変更契約を締結しております。この工期の設定は、造成工事単独の実施工程によるもので、今後の造園工事、遊具工事との各受注者との工程調整なども生じますので、再度工期の変更契約が必要と判断しております。

最後に、竣工時期と予算についてであります。事業全体の竣工、供用開始は令和6年春を目指しております。議員のご質問にあります遊具エリアの芝生工については遊具工事に含んでおり、今後の受注者との協議において遊具の配置箇所を定め、影響のない箇所については先行して植栽を行い、定着するように努め、竣工時期に遅れが生じないように調整してまいります。また、予算については、令和4年度予算で造成工事と造園工事で1億6,000万円をご承認いただき、造成工事で1億890万円、造園工事で2,530万円の契約を締結し、繰越額の中での未執行額は2,580万円となっております。

ります。

工事進捗に伴い、先ほど申し上げました購入土に変更したこと、ほかに施工上の問題対応、利用者の利便性、維持管理面からの変更も必要で、増額せざるを得ない状況と考えております。また、繰越額の中での調整が難しいこと、造成、造園、遊具の各工事の工程調整のこともあり、造成工事の工種を一部分冊して調整させていただけないものか、現在、受注者との協議を進めているところでございます。

工事進捗を管理し、判断出来次第、改めて議会へのご説明をさせていただき、また補正予算を上程させていただきたいとも考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） この入札は9者でしたかね。このときに工期は令和5年3月31日で入札をされてると思います。実際、3月31日までにできてない。我々でも工事見積書を出すときには最終工期の物すごい重要な問題です。参加されてる、今年の11月末に変更されてます入札業者からは何も問題がなかったのか。通常、我々でしたら工期がこだけ遅れるというのは非常におかしいように思います。当分、3月31日までにこれやるのであれば、人もようけ入れなできないようなことになると単価も高くなっていくような話になってくるが、その辺はちゃんと業者との話はできてるんか、そもそもそういうことがいろいろ問題を生じる原因の一端にもなりかねない。その辺はどういうように考えますか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 今ご質問の契約工期の終期の設定のことについてのご趣旨と推察いたします。いくつかご質問いただいたんですが、まず入札広告を貼った段階で、質疑応答等の機会を当然設けさせていただいておりますが、この工期の設定についてご質問はなかったところでございます。また、仕様書の方についても、やはり予算的な区分がございますので、年度末の工期完了とさせていただき、また事業の規模、内容についても、その時点で年度内の完成は難しいであろうということで、仕様書の方でもその点については載せさせていただいておりますので、工期の延長がされることということは、入札に参加していただいた事業者の方は把握していただいたものと考えております。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 11月30日に議会が終わって、12月1日に本契約をしたと。通常、そうであれば、我々が頂いている工程表、工程表は12月1日から一応載ってます。これも日にちが3月2日になってます。この辺はどういうように、その間はどういうような書類を作成されているんか、その辺をお聞きします。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） ご質問にお答えさせていただきます。

当然、受注された事業者、大兼工務店の方からは契約時点での工程表ということで、一旦3月末までの当初契約の工期での工程表は出されはするんですけども、実質にそのようなものは先ほどの答弁させていただいたとおりでございます。議会の方にご説明させていただきましたのは、実際に協議を重ねさせていただき、できる工程でのご説明を定めたのが3月2日でございますので、そこでご説明させていただいたのが3月20日の日付になってるということで、ご理解のほどお願いいたします。事業者からの方は毎月、事業工程の管理等についての報告は義務付けておりますので、随時受理しているところでございます。

以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 通常、この工程表、これはやっぱり日にちは12月1日にしとく必要があると。3月2日と書いてますけど、それ以上延ばすことにも、このままでは問題が生じかねない。契約があくる日からやるというそういうようになってるわけですから、これはそういうように直すべき問題やと思います。そういうことがいろいろとやっぱり、契約上の不備を言われたりとかそういうことになりかねないという問題があります。これは私だけやなしに、監査委員の方もいろいろとまたそういうことを言われると思いますが、そういうことはやっぱり書類上の問題はしっかりやっていただきたいというのが1番のいろんな事故防止に関しても必要ですので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 議員のおっしゃるとおりでございます。もう一度、戻りましたら、工程表の日時での精査、確認は調査させていただきます。ただ、今お手元にありますのは、あくまで議会に対してのご説明をさせていただくものとして私の方が指示したものでございます。町の職員、また現場代理人ともう一度、実情の方を詳細確認し、後々しっかりとご説明ができるような体制については管理していくべきというのはもっともなご意見でありますので、再度調査をさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 私が思うてんのは、本当にやっぱり事故があったんやと、その辺はやっぱり十分に考えて行動をしてもらわないと、そういうことが問題になってくる。どこかの業者にそういうことで突っ込まれたらどうするんやとか、そういうような話になってくるんで、日にちとかそういうなんはしっかりとやっぱり抑えとくということが必要やと。これだけは、皆さんほかの仕事もあると思いますが、それはしっかりとやっていただくようお願いをしたいと思います。これからまだまだ大変な工事が残ってくると思います。今、東屋とか、当然、この工程表を見られたら終わってるやろうと、そうと違いますか。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 先ほども申し上げましたが、受注者の方から月末ごとに工程表をもつての進捗状況の報告を受けております。そちらの方で当然、工期遅れのものについては工程回復、是正回復措置の方を事業者の方で申出を行うように、こちらの方もそれを受理させていただいて進捗管理の方をさせていただいております。今の東屋、トイレの方についても、ただこちらの方につきましては事業者の方の準備の方は進んで、ほぼ建築確認申請の許可次第というところがございまして、こちらの方がまだ日が定まってないというところで、延長という形にはなってますけども、日が定まり次第、また工程表の方を修正させて、受理させて管理させていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 結構、工程表というのは大事なもんなんです。これで業者もみんな動きよる。ただ、監督者もちゃんと工程表どおりできてるんか、今、議会の近藤議員もしょっちゅう見に行かれてるそうですが、この工程表はどういうふうになってるんかいのを、やっぱり監督者として当然1週間に1回見に行ってるんか、ひと月に1回見に行ってるんか分かりませんが、どのぐらいの範囲で管理をしてるんか、その辺、最後に1つだけ。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 工程表の管理について、議員度々ご意見いただきますように、重要なものであることは承知しております。また、この工事につきましては、造成工事、先ほども申し上げましたように、造園工事、遊具工事、こちらの方の工程調整がかなり難しい状態でございますので、その工程表の管理についてはもう慎重に見させていただいているところでございます。この工程表が1つでもずれることで、当然ほかの造園工事、遊具工事についても影響が出るところがありますので、手戻りがないようにという形で管理はさせていただいております。工程表の重みについては重々承知しております。

また、私の方が何回行ってるかという話ですけども、ある方に比べれば数は少のうございますけども、少なかれ1週間に1回は必ず行っております。こちらの方が少ないかという話があるかもしれませんが、極力事業者からの連絡があったときには電話で事を済ますのではなく、現場の方での現地判断ということで通わせていただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） そういうことをしっかりやって、それで補正が出るんやったら補正も納得できます。そういうことをやらないのに業者だけの話で補正をしてくださいというようなことでは難しい、それを肝に銘じてしっかり監督をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

(午前 11時41分 休憩)

(午後 0時54分 再開)

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、この9月議会、一般質問をさせていただきます。

私、1点だけ、以前、令和3年12月、あるいは今年の6月議会にも質問をさせていただいております。関連するようなこととなりますけれども、農業者に対する支援についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

今申しましたように、さきの議会においても質問しましたが、今回も引き続き質問をさせていただきます。米価の下落、費用の価格の高騰、あるいは燃料価格の高騰により農業者を取り巻く環境は何一つ明るい材料は見られません。

このような中で、本町におきましては、令和3年度地方創生臨時交付金を活用し、米価下落に対する支援をしていただきました。本当にありがとうございました。また、肥料高騰に対しては、令和4年、令和5年と、肥料高騰対策として国および県が一体となって支援することが決定され、現在、各農家宛に通知され、もう令和5年度の決定もされたものと理解をしております。

このような中で、本町におきましても、特産物の拡充、拡大のために、そば、ニンジンの種子代の補助がされてきております。多賀そば、あるいは多賀ニンジンのブランド化という部門であろうかなと思っております。しかし、県を挙げて取り組んでおります環境こだわり米、ならびに一般水稻の種子代および箱苗、併せまして転作作物であります大豆種子代等の補助について、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思っております。各農家は、前の質問でも申しておりますとおり、離農が進む中でも本町の農地を守り、環境保全の考えからも、米づくりならびに転作等に取り組んでおられ、引き続き営農していただけるためにも支援が必要と考えております。この点につきまして、ご回答、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員の農業者に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、米価の下落や肥料価格の高騰等による生産コストの上昇により、影響を受ける農家の皆様には大変ご苦勞を頂いているものと認識しております。国では、米の需要減少への取組として、米から麦、大豆等、需要のある作物への作付け転換推進

等の対策が行われ、令和5年度産米の取引価格は僅かではありますが、前年度価格から上昇してきております。転作作物、そば、ニンジンへの種子代等の補助は、他の転作作物とは特化し、多賀町の特産物として位置づけ、特産物の作付け拡大と生産の安定化を図ることを目的に補助を行っていることから、転作作物、大豆への種子代等の補助については今のところ考えてはおりません。ご理解いただきますようお願いいたします。また、今年度は多賀そば部会のそば用コンバイン導入に当たり200万円の補助を行い、特産物の生産拡大に向け、さらなる支援に取り組みます。

離農が進む中でも農地を守り、農業者の生産意欲の確保と経営安定などを目的として、引き続き営農をしていただけるように、種子代、箱苗代の経費にかかる補助でなく、農業用者物価高騰対策緊急支援事業として支援を検討しております。

今後ますます農業者の高齢化や減少が進む中で、本町の農業を維持するためには、農作物の作付けにかかる補助に加え、5年後、10年後を見据えた支援が必要と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、そば、ニンジン、多賀の特産物云々というお話を頂きました。その中で、私もちょっと気になりまして、多賀の特産物、そば、多賀ニンジンということで、作付け面積等がないなっとなやろうなということで、ちょっと先般も確認をいたしました。そばでいきますと、令和3年が727反、そして令和4年が753反、令和5年が779反というふうに、微増ではありますが増えております。ニンジンにつきましても、令和3年が332aですから33反かな、それが25反ほどに減ってあると。それでも、多賀の特産物、多賀ニンジンかなというふうに思いながら、この数字を確認いたしました。麦につきましても横ばいですが、950反が麦を作付けされております。大豆につきましても230反強の作付けがされてるということで確認をいたしました。

こういう中で、1点私が気になりますのは、多賀の特産物であるそばということで今、課長の方から回答がございましたが、そこにはそばのコンバインの購入の補助、これJAの部分やということで先般確認はさせていただきましたけれども、それをやってるということで聞きましたけれども、このそば、私、先般、夏にお中元に使いたい、この箱入りのあれ、確か2,500円か2,700円やったと思うんですけども、「農協さん、そのそばありますか」というて行きましたら、「農協に多賀そばがないねや」と、「お中元に使いたいんやけど、ないんやろか」と言うたら、ないということを私、確認したんです。それでも、多賀そば、多賀の特産物というふうになんのかなと思いつつにその観光協会のところに寄りまして、2食入ってある多賀ゆいちゃんの絵の描いたやつが2食でいくらということで販売はしておられましたけれども、本当に多賀そば、あるいは多賀ニンジンをブランド化しようということで考えてるのかなという気

持ちがしたんです。

いうのは、天候には影響されます、ですから、雨が降った、風が吹いたというたら、えらいことや、そばがここまで今まで大きくなったのに、そのそばがえらいことや寝てしまうたな、もう実入りができないのかなという心配はある、あの軸の柔らかい、稲で言うたらコシヒカリかそういうような部分に該当すると思うんですけれども、そのような部分で気候に影響はされるということは分かるんですけれども、本当に何とかしてそれを支えていこうということで、先ほどおっしゃったように特産物の拡充、拡大のために、そばやニンジンの方の種子の補助、あるいはそば粉の購入の補助というのを考えてますということですが、作付けが微増、あるいは減という状態の中で、それでいいのかなと。それと併せまして、今、多賀の方はシャインマスカットということでブランド化しようということで取り組んでいただいております。

そういう部分、いろんな多方面に取り組んでいただいているのは十分理解をしておりますけれども、その辺、もう一度、今その水田を保全するため、守るため転作をやっていくということと併せて、先般、私が、滋賀県の学校給食試食供給協議会というのがありまして、そこへ参加させていただきまして、おかげさんで麦は滋賀県の中、まえるだけの学校給食のパン、その材料は100%、こんで充当できるほど麦は採っているということをこの間も聞いてきたんですけれども、麦はそれで行けて、大豆は確におっしゃるように、補助金は大きいかわかりません。大きいし、さっき言いましたように、そばとかそれよりも楽かわかりません。今、近隣の田んぼを見ていただいたら、そばも大きくなってます。大豆も大きくなってます。同じように土かけをして防除もしておられます。

そのような状態の中で今のを比較してくると、大豆とそば、あるいはニンジンという部門で見てくると、どうなんかな、本当にそれでええのかなと。併せて大豆の種子が相当高いということも聞いておりますので、その辺の補助も何とかできればなど、していただければなどということで、もう一度その関係を教えていただければありがたいですけれども。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。現在、先ほどもしやべりましたけども、ニンジン、そばに関しまして特化したということで、そばについてはやはり気候の面で、雨が降れば育ちも悪くなるし、ニンジンでも寒い時期に手間暇かけて時間とともに栽培されていくものであります。そしてまた、ここに来て、ニンジンを収穫される農業者の方がまた減少しておるとするのはもう事実で、また今、JAの方と、それとニンジン部会の方、生産者の募集等も行っておるところでございます。今、先ほど答弁させていただきましたように、大豆については現在考えておりませんし、何とか、今までやってこられたそばの拡大、拡充、農福連携も含めまして、そしてニンジンにつきましても、規格外もありますけどもそういったものも活用して、多賀ニンジンと

いう知名度は上がってきておりますので、そのまま引き続いてやっていきたいという思いでございますので、農家の皆さんの力がなければ無理ですので、今後も引き続きご支援したいということをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。範囲を拡大するということは考えないというふうに私は今聞こえたんですけれども、先ほどから申しておりますように、特産品であります多賀そば、多賀エンジンの位置づけというのは理解しております。そこに今度はシャインマスカットという特産品を作ろうということで、今、1品加えられました。シャインマスカットの補助も多分しておられると思うんですけれども、ほんならそこに何で麦や大豆が入らんのかなど。私、先ほどちらっと言いましたように、学校給食の麦は県内で100%充足できるという量が採れてるということでこの間聞いてきたんですけれども、米でいきますと食料の自給率で38%やと、輸入依存が大きいということがこの間の新聞にも書いておりました。滋賀県でいきますと、カロリーベースで49%、生産量のベースで言うたら34%の米しか採れてないということであれば、もっと米に力入れようとか、政府が買い取ってくれる部分がどうのこうのというのはありますけれども、滋賀県だけで考えたらこんだけしか採れない、国のベースで考えたら全部で平均したら38%やいうたら、政府、国の考え方、世界の情勢のあれがありますから、輸入、輸出の部分がありますので、日本で100%採って、残りを輸入しないようにしようというようなことはできないという部分は十分理解しておりますけれども、38%しかない今のウクライナ、ロシアのあれで、ようけの麦が輸入できないとかいういろんな問題が出ておりますけれども、それを1つ取ってみてもそのような状態。それやったら何とかしてこの日本の国の中、滋賀県、あるいは多賀町だけにおいてでも何とかそういう部分ができるような方策を考えてもらうことができないのかなということ、くどのような質問をさせていただいております。

併せまして、先ほど申しましたように令和3年12月、あるいはこの間の6月の議会でも質問させていただきましたけれども、そのときの答弁の中にもありました。関係機関と協議、あるいは検討をしていきますという回答を、この2回とも頂きました。私、2回目のときは、関係機関と協議します、あるいは検討します、そして進めますということで、はいということを使わせていただいたんですけれども、今、その私申しましたように、令和3年の12月、あるいは令和5年の6月にも産業環境課長の答弁の中にもありましたように、くどのような状態ですけれども、関係機関と協議・検討を重ねてまいりますという状態のお話、答弁を頂いてるんですけれども、その検討、あるいは協議を頂いた進捗状況がどのようになっているのか、1点だけ教えてください。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

令和3年ですと、米価下落に伴いまして30kg500円というのを町独自でさせていただきました。それにつきましても、やはりJAと協議して、進め方とかお金の最終農家までのやり取りとかそういった部分で協議もしております。また、直近でございますと、やはり他市町の関係の方、またJAも含めまして、また再生協議会もありますし、そういったところの判断から現在に至るとということで、協議の進捗というんですか、それが昨年の肥料とか、県がやりましたけども、あと残りの部分についても町単独でやらせてもらったと、国のお金が一部入っておりますけども、そういった部分で、認定農家だけでなしに、全体の農家まで行き渡るような関係の構築をしたということで、関係機関との調整というのはそういうことで、農家の皆さんの方に行き渡るようにどうしたらスムーズに行けるかといった具合を調整しているわけでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） くどいようですけれども、関係機関との協議云々という話は、前回のこの3年12月のとき、米価500円の補てんはしていただきました。この6月議会のときに、同じように肥料が高騰したある、あるいは米価はそのときには下がったあるやろうなど、今年は一定横ばいかなという部門は認識をしておりますけれども、そのときにも関係機関と情報を共有しながら状況を見極めて判断していくという答弁を頂いてます。ですから、私が関係機関と協議あるいは検討してという部門が今どの辺までどのような状態になったのか、それが聞きたいだけなんです。いやもうここまで検討しました、そやけど他の関係機関あるいは関係市町村とも協議をしたけれども、この部分については何もできませんということやったらそれでいいんですけれども、その検討をどこまでされたのかなど。さっきは何か米の500円の部分はJAと協議をしましたとかいう話ありました。肥料の部分については、国・県と、そして私とこの町でもあったという話を聞きましたけれども、その4年、5年の肥料の高騰について、あるいは燃料の高騰については国がこれだけをするから残りの部分を県で持て、県の部分の足りない部分は町で持てというのは、そのような段取りが国の方でされて進んできてたという理解をしてるんですけれども、今の言いました、例えば米価とかその辺りについてはどのような検討をどここの機関というて、名前を挙げていろいろ言うてもらっても差し障りがあったらあれですけれども、私とこの行政としてはこのような形でここと検討した、あるいはそうやけど、そういう検討をしたけれども、他の市町村あるいは滋賀県においてもそのような前向きな答えが出なかったとかいうことやったらそれでいいんですけれども、何か知らんけど、関係機関と協議・検討をいたしますというたら、それでその一般質問に対する答えが出てしても、その次に私が再度質問させてもらう今日まで、今こういう状態でしたとか、このような状態で今、検討中ですと、あるいは協議・検討してますという答えが出たあるんやったら何ら私はこんなこと質問させてもらう必要はないんですけれども、どのような形で今進んでいるのか。先ほど来話ありましたよね。近江鉄道の

話やとか財政の話やとか、都市公園の話やとか、こういう状態で今ここまで行ってます、それでこんだけちょっと遅れてますとか、こうこうこういうふうになっておりますという話が分かればいいんですけども、農業の部分、あるいは林道の神細工議員の部分もそうでした。こうこうこういう状態でここへ見に行きまして、こうなってます。これはもうちょっと待ってください、もうちょっとしたらそこへかかりますとか、あるいは県の方へ申し出します、国に言いますとかいうような話になったあると思うんですけども、この農業政策についてはどのような協議・検討がされてどうなったのかということ、くどいようですが、もう一度お願いをいたします。今まで協議・検討いたしますということで答弁を頂いてますけれども、今までにその協議・検討していただいたのはこういう状態で、何月何日という話はしません。こういう状態で協議しております、こういう状態で検討しております、これはこういう状態ですから前向いては行けません、これは何とかして前向いて行けへんかなということで今検討してますとか、そのような回答がいただければということなんです。それだけです。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 農業分野における検討につきましては、過去にも先ほど申しましたように、他市町の状況、あと県下、そしてJAとのやり取りの中で、国の動きも注視しながらですけども、今現在どういうふうな状況に置かれているのかと、前回の6月議会ですと商工の方を優先させていただきました。というのは理解されていると思いますけども、一遍に商も農もできませんので、そういったタイミングいうんですか、時期がありますので、そういったものも含めまして協議をした上で今に至るとということでございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 私が何遍言うても多分同じ回答かなと。前回は商業の方を優先したとか、これ6月の一般質問のところに回答いただいたやつ、ようけ書いたのをまた持ってきたんですけども、そのときにも令和3年12月の議会での答弁でも、農業、商業、林業、町の3大事業やというて答弁いただいています。多くの経費を必要とする要望の一般質問がされたということがここにも書いてますし、こっちには関係機関と情報を共有しながら状況を見極め判断していくという答弁を頂いてます。そのような状況の中で、その後、ほんまにどういう状況の話がされて今こうなってますという話がいただけたら、私何もこんな何遍でも何遍でもここに立つ必要ないんですけども、この間のときにこうやって回答しました、回答したらそれで済むのかと、この後どうなったのかということが、僕は再確認をさせてほしかっただけで、いや、あのときこういう答弁しましたので、こういう検討しましてこうなりました、それで今まだ検討中ですよというのやったら、それはそれで理解はさせてもらえるんです。そやけど、検討しますと言うてて、その答えが今どういう状況で検討してくれはったんやろうなというのを確認させてほしかっただけ、それだけなんです。ほかのことをもうとやかく言うても今出てこないと思います

から、そこだけでもう一度教えてください。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 農業者の支援について、6月議会でもご質問いただきました。

その際には、春用の肥料用高騰に対しての支援ということで、私らもそれを視野に入れてましたけれども、国が70%、県が20%の補助をするということで、あと残り10%、これは農家の方にも持ってもらいたいというような判断をしましたので、その際には当然、県、農協ともいろいろと相談をかけていたのかなと思っておりますけれども、その後、これだけ原油価格高騰、また肥料の高騰も、米価につきましては今年も去年よりも上がっておりますのでそれはそれとして、ただ燃料価格の高騰につきましては相当な値上げをしておりますので、これにつきましては先ほど川添議員のときにもお話しさせていただきましたように、国の方では今、原油価格、物価高騰に対する経済対策の補正予算を検討されておられます。その中に、農業者支援というのも入ってくるかと思っております。その辺を今、注視して動きを探っているというような状況でございますので、決してないがしろに農家の方の支援はしないというような思いはしておりません。ただ、先ほど課長が言いましたように、タイミングというものを私らも重要視しておりますので、その辺でご理解いただきたいと思っておりますし、今、一般住民には2万円の交付金の受付をしておりますし、商工業者の方には車の1台に対しての補助も行ってあります。こうした順次、流れがありますので、もうしばらく、その国の動きも見定めさせていただきたいということで、おそらく原課の方では執行者の方から何がしというような指示をしておりますので、動きのないようなことだと思っております。今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。今、副町長の方から、肥料の流れ、あるいは燃料の高騰の部分、国の予算あるいは補正の関係の中でいうことは分かりましたので、これから前向きに取り組んでいただけるなというふうには私は思っております。もう1点だけ、先ほど質問の中で言いましたように、大豆の種子というのは、大豆は特産物に入らへんさかいに補助はしないということもええのか、そばは麦の代わり、そばの代わりの大豆ということで、先ほど申しましたように、大豆も230反ほどの面積になってきております。そうなってくると、そばの面積から言うと3分の1強というような状態ですし、ニンジンから言うたら10倍ぐらいの面積が大豆でありますけれども、簡単に作付けができるという部分はありますけれども、いかんせん大豆の種子が高いというような話もちらっと聞きましたので、その辺の部分を考える気持ちがあるのかなのか、金の絡みが出てきますので、一気に「はい」という返事してもうたら、もう大豆農家は大喜びで「万歳」言われると、あと予算組むのに苦労してもらわないといけないさかいにあれですけれども、その辺を例えば今後はそういう状態の中で考慮していきますとかいう話をしていただけるのかできないのか、その辺はもう一度、大豆の部分だけで結構ですので

教えてください。お願いします。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） お答えさせていただきます。

転作作物の一環で大豆があります。ということで、転作の一環として位置づけておりますので、丸々捻出できるかどうか分かりませんが、そこで費用が出ておりますので、転作作物の一環だというふうに考えておりますので、補助は今のところは考えておりません。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。課長の回答の答弁の上げ足を取るようなことの質問をもう一遍するかもわかりません。転作作物の一環、大豆、そばとニンジン、あるいは麦は何なんですか。その解釈を教えてください。特産品と転作作物は違うんですか。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 先ほども少ししゃべったかも知れませんが、やはりそばとニンジンにつきましては、多賀町で言います農産物としての歴史があります。そういった歴史の中で先代から多くの方々がそば、ニンジンに携わってこられたといった意味で、やはり特化しているということをおっしゃるので、やはり転作作物の大豆であっても、ニンジン、そばには今のところはそれに勝るものはないと、やはり多賀と言えばニンジン、そばやというようなふうに現在思っておるところでございます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） もういつまで経っても同じことの堂々巡りです。私は、そば、ニンジン、麦、大豆、全て転作作物というのは、私はずっと水稻を作ってたときに、米のこの転作の方策が国から出されてきました。米、採りすぎやから転作せえという状態の中で進んできた一環でそばとかニンジンのところへ行ったら、その前が麦であった、あるいは大豆であったという認識をしてるんですけども、いやいやそばとニンジンはずっとやってきたさかいに、もう多賀の特産物やさかいに、それは転作の作物と違いますというような解釈がほんまにできるのかなというて、私の頭の中はまだ整理はでききれてないんですけども、そばもニンジンも麦も大豆も水稻を作らない代わりに転作、あるいは転作がそれができてないと水稻の中で多用途米という状態がありましたね。多用途米ということは、もう転作したのと同じことで、その米を必ず出さないといけないという状態があったんですけども、そういう状態の中で進んできましたので、私の頭の中が古いのかもわかりませんが、確かに特産物という解釈はされてます。それは私も知っております。そやけれども、さっき言いましたように、そばを買いに行ったらなかったとか、それがほんまに多賀の特産品、そばなんかという状態もありましたので、くだいような質問をさせていただきましたけれども、いつまで経っても堂々巡りで、大豆も麦も種子代も何の補助もしないと、今のところは、というような状態ですので、そば、ニンジン、あるいは麦、大豆と、同じ転作物やという解釈をしていただければ、少しで

も何らかの形が答えとして出してもらえるのかなというふうに思いますけれども、それこそ今後の課題、検討課題としてお預けをしておきますので、また前向きによりよい検討をしていただいて、先ほどの副町長の話でありましたように、国の農業支援の補正の中でどんな話が出てくるか分かりませんが、もしも万が一間違えて大豆の補助もせえやというような補正が出てきたら、ああ良かったなということになりますけれども、そのような部分を首を長くして期待してお待ちしておりますので、またええ話が出てきたらお教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 近藤議員おっしゃるように、転作作物には代わりはございません。ただ、出発点が違うということをご理解いただきたいと思います。当時、大豆、麦やるほかに、もっと付加価値のあるものがないだろうかというようなことで、農家、農協をはじめ協議をした結果が、そばを栽培していこうということ、そしてまたニンジンも栽培していこうということ、そういう農家の高まりをもって作物を作っていた、そこに対して町の補助もやっていたということ、これをみんなで盛り上げていこうというのが出発点でございますので、大豆、麦とそばとニンジンを同じ作物には代わりございませんけれども、その出発点が違うということだけをご理解いただきたいと思いますので。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。私の認識不足でした。私は同じ転作物という解釈をしておりましたけれども、出発点が違うと言われれば、出発点が違うのかなというふうには思いますけれども、私、くどのような質問を今までから農家のために農家のためにということいろいろさせていただきました。今後とも、先ほど申しましたように、農業、商業、林業という3大事業の保全というのか拡充いうのか、そのためにご努力をお願いしたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、2番、清水登久子議員の質問を許します。

2番、清水登久子議員。

〔2番議員 清水登久子君 登壇〕

○2番（清水登久子君） 2番、清水です。議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて次の質問をします。

まずその前に、6月の一般質問のときに公共施設の女性用のトイレに生理用品の配備、男性トイレにサンタリーボックスの設置をお願いしたところ、8月初旬に実行していただき、素早い対応に関係課長、職員、町長に感謝しております。ありがとうございました。良かったと思います。また、中日新聞とか8月8日でしたね、新聞にも載ってましたし、広報たがにも載せていただいて、広く皆さんが分かってくれはることで、多賀は良かった、多賀町はやるやんという形で言うてやると思いますので、またこういうこと

を率先して多賀町はやってほしいと思います。

さて、今回の質問なんですが、1番目に壮年層の一人暮らしの方への対応についてを聞きたいと思います。

2年前に一人暮らしの方の孤独死とかそういうなんで質問させていただきましたが、多賀町は割に一人暮らしの方に対しては、民生委員の方や福祉関係者の方によりましてしっかり把握されているとされていますが、いわゆる壮年層、大体40歳から65歳の方の一人暮らしの方のケアについてちょっとお聞きしたいと思いました。この質問自体は簡単なんですが、いろいろあるのでよろしくお願いします。

一応、質問としては、町内の壮年層の一人暮らしの方の男女別人数は。

2番目、それらの方、特に疾患を患っている方への対応についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 清水議員からのご質問、壮年層の一人暮らしの方への対応についてお答えいたします。

まず1点目、町内の壮年層の男女別人数についてですが、令和5年3月末時点で多賀町に住民票がある40歳から65歳の一人暮らしは、男性131人、女性74人、合計205世帯となっております。ただし、住民票から確認した数でございまして、実際にはご家族と一緒に住まいである方でも、何らかの事情で世帯分離をされていまして一人世帯になっておられる方も散見されますので、実際の数はこの数よりも少ないと推測されます。

2点目のご質問、特に疾患を持っておられる方への対応についてお答えいたします。壮年層で特に支援が必要な疾患をお持ちの方は、高齢者に比べ随分少ないと思われませんが、実態としては高齢者と違い把握が非常に難しい現状です。壮年層の身体障害者手帳や精神保健福祉手帳などを所有の方で、支援が必要な方には、主に保健師や障害福祉担当者等が対応していますが、ケースによっては疾患の特性などもあって支援を受け入れてもらえず介入が困難なケースもあります。個々のケースによって支援方法は様々ですが、できるだけ定期的に訪問し、必要なタイミングで適切な支援につながるよう努めているところでございます。また、地域の民生委員やご近所の方々には、日頃の見守りや声かけなどご協力いただくケースも多く、大変感謝しております。

多賀町の地域福祉計画の理念であります、みんなの絆で支え合う安心とぬくもりのある福祉のまちをスローガンに、今後も引き続き町民の皆様のご協力を得ながら、支援が必要な方に必要な支援が提供でき、安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。今、205人ほどとおっしゃったんですが、それだけでなくこれからはもっともっと増えると思います。いうのは、今は結婚されなくていう方がたくさんおられますし、今若くても、私らぐらいの娘とか息子の代やと、もう結婚しとうないさかいというので、今は母親とか父親とか一緒に暮らしますが、その2人が死んだ場合やったら、もう兄弟もなく何もなくて、そういう場合にあとまだまだこういうのが一人暮らしというのが増えてくると思います。そういう意味で、一人暮らしのときはどうなるんやろうという意味で、ちょっと質問をさせていただいたんです。しかも、普通に仕事に行ける状態の方ばかりならいいんですけど、普段はどうもないねんけど急にいう場合、そういうときに、歳いった人の一人暮らしやったら、まだ隣のばあちゃんどうしてるやろう、隣のじいちゃんどうしてるやろうとか、そういう感じで見てもらえるんですが、若い方、働き盛りの方がたとえ1日、2日、3日、4日いてはっても、電気が付かなかっても、ああどっかへ行ってやるとか、そんなんしか言えないし、のぞこうかないう気もないと思います。そういうときに、みんなどうするんやろうかと、そこをすごく思ったんです。隣の人がのぞいて、あの兄ちゃんちょっと怖いしとか、そういう感じも出てくるところがあると思います。だから、何とか町とのつながり、そういうなんをつくる機会があればいいかと、そういう意味でちょっと発言させてもらったんです。確かに難しいことではありますけれど、これから、今は良くてこれからが危ないんですよ。まだ早いと言われるかもしれんけど、もう私らでも自分の娘、息子が、結婚もしてと一緒にいてますけど、そんなんあとどうしやんのやろうとかそう思うと、おちおち寝られません。だから、そういう意味で、どこでも皆そうやと思います。だから、そうかいうて、結婚しなさいとか今は言えない状態ですので、やっぱり体を悪くしたときどうするやとか、そういうなんをすごく思いますし、今、一人暮らしでも食べるのには困りません。確かにコンビニもありますし、いろんなところ、レストランも24時間開いてるようなところもありますし、でも栄養とかそんなんから考えたら、やっぱり危ないと思うんです。要は脳卒中みたいに結構早いうちで倒れてしまわる人とかそういうな人もおられますし、心身障がいを起こす人もいます。そういう意味でやったら、もうちょっと何か助けができるような状態をつくってもらえないかなと、そういう意味で、今のその若い人というのが、介入されたら嫌という人も結構いるんですよ。ほっといてくれいう、そういう人もいるんですけど、やっぱりほっといて良いもんかという、ほっときはできないんですよ。そういう意味で、何か望む人にとったら、もしかしたら、何かこうしたら役場とつながる、そういう形のもんを何かつくってもらえないかなと、自分が助けてほしいときだけでいいから、役場なりにつながらないかなと、そういう意味で一人暮らしを気にしていますので、そのところは何かならないでしようかという意味で、もう1回質問させていただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 再質問にお答えさせていただきます。

清水議員が今おっしゃっていただいたとおりのことが今後課題になってくることも推測されます。私どもの方としてできることは、元気な頃から相談窓口が福祉保健課であることであるとか、今後のことをご自身で考えていただくというような啓発をすること、あるいは行政だけではやっぱり把握や支援がしきれないところもございますので、隣近所、地域の中でそういうつながりをより一層つくっていただくような、そういうまちの仕組みづくりが必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。そういう意味でつながりができる、そういうのは確かにいいことなんですけど、若い方というか、壮年層の方は全然そういうことを考えないんです、大概の方はね。私、だから元氣やからとか大丈夫とか、そういうなんを思うんですけど、最近、それぐらいの歳の方は結構、リストカットしたりそういう方もおられるんですよ。そう思うと、やっぱり周り周りいうわけにはいかないのもうちょっとボタンを押したらじゃないけど、万能、いくら役場がここ相談に乗りますよいうたって、相談に乗るいうそこまでをする人ができないんですよ。だから、みんなしないんですよ。それを何とかこちらの方からできないかない、無理な言やあ無理なんですけどね。それを物すごく思うんです。特に、これからが余計にそういう方が増えてくるのでどうかなと、そういう意味で思いましたので、これはいくら言うても無理やと思いますし、ボタンを押して、はい役場、そんなわけにはいきませんし、歳いった人やったらここに何か緊急のボタンがあるんですよ。そういうなんも無理ですし、もうどうしようもない言やあどうしようもないんですけど、一応心の中に、役場としてももうちょっと考えてあげてくださいしか私には言えませんので、この質問はこれで終わらせていただきますので、できるだけそういうことを考えていただくだけでもいいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて2つ目の質問に行きますので、自転車乗車者へのヘルメットの購入補助についてなんですが、自転車のヘルメット着用が今年4月から努力義務となり、4月から4か月ほどなりましたけれど、ヘルメットを着用している人は、自転車で通学している人、スポーツ用の自転車、ロードバイクで見かける程度で一般の人には浸透していない状況です。バイクは免許が要るし、16歳以上など制約がありますが、自転車に乗るのはそれらの必要がなく、誰でも気軽に使える移動手段ですが、事故も多く、気楽に乗れる状況ではなくなっているように思います。ヘルメットの着用に関しても、特に頭を打って大けがや亡くなるなど、ヘルメットの着用で助かる確率が上がることから努力義務になったと思いますが、その分、利用者の負担がかかることになっています。

そこで、多賀町でヘルメットの購入代金の助成を考えていただけませんか。高齢者に運転免許証返納に対し、滋賀県では滋賀県トラック協会の寄贈320個を無償配布しましたが、4月13日で終了しています。守山市とかでは実施されています。多賀町は高

齢者の運転免許証の返納などにより、自転車しか移動手段がない人が普段から使用していても、努力義務だからとか、ヘルメット買うのは高いなどの理由で着用していない方も少なくないと思います。それで、そこのヘルメットの購入の補助についてお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 清水議員の自転車乗車者へのヘルメット購入補助についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、本年4月より道路交通法が改正され、自転車に乗る全ての人に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。これは、自転車事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、またヘルメットの着用状況による致死率は、着用していない場合と着用している場合と比較しますと、着用していない場合の方が2.5倍程度高いというデータも出ており、頭部を守ることが大きな事故を防ぐことにつながることから法改正が行われたものであります。

滋賀県におきましても、県警による広報、啓発、多賀町におきましても、直近では広報たが8月号において、自転車ヘルメットの着用を含む自転車安全5則ということで、自転車事故防止、安全啓発の記事を掲載し、啓発しているところであります。

4月の法改正から5か月程度経過しましたが、ヘルメット着用については努力義務であり罰則がないこと、今までヘルメットを着用する習慣がなく抵抗感もあること、また費用負担の面など様々な要因から更に着用率を上げていく取組を推進していく必要があると考えております。

議員にご紹介いただきました守山市など、先駆自治体から購入補助制度の内容や制度の利用状況、効果等を情報収集し、今後の施策に調査研究してまいります。なお、引き続き、県警や関係団体と協力して、街頭指導や交通安全教室の実施など町内の交通事故防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。今、検討いう形で言われたんですけど、ほかのところはどうのじゃなくて、私は一応多賀町を思ってるんですけど、よそのところがされるさかいにしようかじゃなくて、多賀として率先してやってほしいと思います。しかも、多賀は安心・安全、いつまでも楽しく暮らせるようなまちづくりを挙げておられる町長に聞きたいと思います。こういう意味で、多賀だけの多賀独自で先んじてやるいうことはできないんでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

もう何から何でも多賀が1番にやるということでもないと私は思っております。やっ

ぱり多賀町でこれやと必要な取組であれば率先してやるということが、今までそのようなつもりでやってきましたので、それはその事案を基に判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。何が何でもというんじゃないしに、多賀町の場合、お年寄りが物すごい多いんです。そういう意味で、今まで免許証を返納された方とかそんなやつたら、もう車がなかったら今度は自転車しかないんですよ。自転車に乗ろう思うたら、今までやつたら自分とこの自転車を引っ張り出してきて、ここへ空気入れてそれで走るんです。でも危ないんです、かえってね。そういうときにヘルメットを絶対しての方が安心なんですよ。だから、安心・安全を思うのなら、これは結構有効な手段だと私は思うんです。そういう意味で、何が何でもじゃなくて、それは必要なもんやと私は思います。ちょっとでも、そんなに高いもんじゃないんですよ。高い高いもんなら何も言いません。1人当たり1万円も補助しろとか、そういう意味ではないので、簡単にできることやと私は思うんです。それもみんなに与えなさいじゃなくて、申請してそれで欲しいという方に対して補助をしてあげたらいいのであって、皆が皆それをしなさいというばかりでは私は思ってません。ただ、助けてほしいとか、補助してほしい方にあげてほしいと私は思いました。もう一度、町長お願いできますか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） 免許証を返納された方が、皆さんやっぱり自転車が必要とされ、そして自転車にもう頼らざるを得んというようなことでもないのかなと思ってます。自転車以上に愛のりタクシーなど、そして家族の方に送ってもらったりとか、やっぱりどっちかいうとそういう方の方が多いのではないかなと思っております。町でしっかりとサポートする、支援するということと、やっぱりこれやつたら個人で負担をお願いしようと、そういうことを私たちも、全て町で公で負担するというのはしっかりと判断する必要があるのかなと思ってます。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。私、全部買ってあげなさいと、そういう意味で言ってるわけではないですし、ちょっとでも補助をしてあげたらどうですかという意味で言ったのと、愛のりタクシーとかそういうのはものすごい便利なんですけど、あれにしても先に予約したり何かしたりすると、やっぱり大変なんです。そう思ったら、自転車が家にあるわと思うて引っ張り出してきて、「おばちゃん、あんたヘルメットかぶってへんやん」なんて注意されるよりはいいかなと私はそういう意味で思ったんで、そんなに無茶苦茶なことを言ってるわけではないと思いますし、できたらそういうなんをしてくれやると助かるかなと思うんです。どうなんでしょうね。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） ただいま申し上げたとおりで、それ以上のことは私、今、見つかりません。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。そういう意味でちょっとお怒りのようなんですけど、ちょっと腹も立つか分かりませんが、ただ私の思ったのは、やっぱりみんなが言うてあげてはるんやったら、ちょっとぐらい考えてあげてくれてもいいのかなと思っただけで。何でも言うたらいうのは、それはそうかもしれませんが、言わなんだら誰もしてくれません。助けてくれ言わなんだら誰も助けてくれません。それと一緒になんで、私はそういうこともいいことかなと思っただけで、ただそれで言わせてもうたんです。ただ、できたらというだけで、絶対できひんと言わはったら、考える気もないと言われればそれまでなんですけど、もうちょっと考えていただけませんかとは私言ってるだけなんで。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） もう最後にしてください。やはり事案によって公で負担すべきかというのをしっかり考えてまいりたいと思います。

○議長（松居亘君） 清水議員。

○2番（清水登久子君） ありがとうございます。そういう意味で、どうしようもないというんならそれまでなんです。

それと、ちょっとだけずれる話になるかもしれませんが、ヘルメットつながりいうか帽子いう形で思うんですが、小学校は別なんですけど、中学校の方、炎天下帰られるときに、すごく帽子も何もかぶらんと動いておられる人がたくさんいるんです。物すごい、今、今年の暑さでちょっとこのままで大丈夫なんかなと私思いましたので、もうちょっと皆さんが帽子をかぶるようにという形で言われたらどうかなと思うんです。それに、昔やったら、中学校の制服いうたら、学生服と学生ズボンと帽子があったと思うんです。それで今、その帽子というのはなくなってると思うんです。だから、その関係でか知らんけど、全然帽子もかぶっておられないし、良かったら啓発的にでも結構なんで、帽子をかぶりなさいぐらいは言うていただければありがたいなと思いました。

○議長（松居亘君） 清水議員、ただいまの質問は通告外でございますので……。

○2番（清水登久子君） 帽子つながりというか、ヘルメットとかそんなんのつながりでは駄目ですか。

○議長（松居亘君） 関連質問とみなしませんので、それだけの言葉で終わってください。

○2番（清水登久子君） 分かりました。そしたらそれで結構です。

そしたら、一応そういうことで終わりますので、申し訳ないと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松居亘君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

(午後 1時56分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 木 下 茂 樹